

新しい公益法人制度への移行期間の終了に際して（談話）

民間による公益活動の増進を図るため、平成 20 年 12 月 1 日に新しい公益法人制度が施行されて以来、5 年間、同制度への移行を目指す法人の審査に、委員一丸となって取り組んでまいりました。

審査に当たっては、法律に定められた基準をもとにした「公平・公正」はもちろんのこと、不特定多数の利益につながる公益性の判断等においては、一般県民の視点を大切にしながら、それぞれの法人の実状に応じた「温かい」審査にも心掛け、約 260 法人を公益法人・一般法人として世に送りだしてきました。

これも、早くから説明会の開催や個別相談窓口の開設などを通じて、法人の皆さんに制度の趣旨や申請の手続き等についてお伝えしてきたことにより各法人の意識も高まり、さらに当委員会でも迅速かつ丁寧な審査を日々続けてきたことで、全国の中でも早くから移行が円滑に進められた結果であると考えております。

今後は、新しく誕生した公益法人等において適正な活動が行われますように、立入検査の実施等を通じまして見守っていくとともに、芸術、文化、スポーツ、教育等、県民の多様なニーズに応じて、新しい公共の担い手としての公益法人の役割・使命は大きな意義を持つこととなりますことから、受益を受ける県民目線、また法人目線を大切にされた審査等を通じまして、公益法人の活動がより活発に行われ、民間による公益の増進が図られるよう、支援をしていきたいと考えております。

平成 25 年 12 月 4 日

滋賀県公益認定等委員会 委員長 真山 達志